

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

美濃加茂市長 伊藤 誠一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下米田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 0 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	2 経営体
個人	1 0 経営体
集落営農（任意組織）	組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・地域内の経営体は高齢化が進んでおり、当面は、認定農業者に地域外の農業法人を含めて中心的経営体に位置づける。
 - ・将来の方向性としては、既存の営農組合の組織強化を図り、地域農業の担い手に育成する。
- また、施設園芸については、新規就農者の育成を図る。